自宅や事業所のパソコンで

らくらく確定申告

まずは国税庁のホームページへアクセス!

➡「 e <sup>-</sup> T a x( 国税電子申告・納税システム )」で

http://www.e-tax.nta.go.jp

http://www.nta.go.jp

「e - Tax」ヘルプデスク=☎0570•015901 (受け付けは月曜~金曜日の午前9時~午後5時)

→「確定申告書等作成コーナー」で

「e‐Tax」ホームページアドレス

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市 役所・各会場とも次のものに限らせてい

(1)提出のみの方=内容が記入されて

(2) 簡易な申告の方= 給与や公的年

金のみの収入の方 前記 に該当し、医

なお、簡易な申告の方で、市役所にお

いでいただく場合には、あらかじめ確定

申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金 額欄など分かるところは記載し、筆記用 具・計算機をご持参ください。市役所で

は、確定申告書(簡易なもの)の記載方

法などについて疑問等がある方に書き

方のアドバイスを行いますが、確定申告

【ご注意】市役所で受け付ける市民税・

都民税の申告では、所得税の還付は受け

られません。還付される方は税務署へ申

告してください

書はご自身で作成していただきます。

いて、お預かりするだけのもの

療費控除や寄付金控除のある方

ただきます。

●作成した確定申告書の送信 提出 は

国税庁ホームページアドレス

●確定申告書の作成は

# 告をお忘れ

**漫观世影影景,语思翠。瑶思郑世诵必乐で** 

## 2月16月(木)~3月15月(水)

ださい。 なお、申告は郵送でもお受けします。 申告書を郵送する方で「控え」が必要 署で、市民税・都民税の申告は市役所で行います。 各会場とも車での来場はご遠慮く での受け付けは2月16日 (木)~3月15日 (水) の期間に、所得税の確定申告は税務 な財源です。 今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。 窓口 な方は、返信用の切手と封筒を同封してください。 は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切

申告と相談は東村山税務署 と納税は、3月31日 (金)まで

個人事業者の消費税および地方消費税の申告

3月15日 (水) まで 所得税の申告と納税は、

394 · 6811) 🔷 市本町1ノ20ノ2、2042・ 8555、東村山

かじめご了承ください。 は混雑が予想されます。 び国税の領収は行っていませ あら

当日は電話での相談およ

不動産所得などがある方、土 (1)事業を営んでいる方、 告が必要な方 税 の 定 える方 給与以外の所得が20 所得との合計額が20万円を超

26日の日曜日に限り、午前9

申

所

みです。 ただし、 2月19日と

土曜・日曜日、祝日はお休

地・建物等やゴルフ会員権お 役員等で、その法人から貸付 どの支払いを受けている方 金の利子や不動産の賃貸料な 万円を超える方 同族会社の

のアドバイスと申告書の受け 同税務署で、確定申告書作成 時~正午と午後1時~5時に

付けを行います。

この2日間

税額が、配当控除額、年末調 額から所得控除額を差し引い 控除額および定率減税額の合 整にかかる住宅借入金等特別 計額より多い方 た金額を基礎として計算した で、17年中の各種所得の合計 よび株式等を譲渡した方など を受けることができる方、ま

申告書は自分で書いて提出はお早めに

2月16日(木)

から

得

税

借入金等特別控除などの適用

3~2337) **\**°

土曜・日曜日、祝日はお

(1)~(3)に該当する方で

所得税の確定申告書を税

(1)「申告が必要な方」

係 (市役所2階、

内線233

申告の必要がない方

休みです。

申

告

が

必

要

な

方

務署に提出した方

**燎費控除、寄付金控除、住宅** 

給与所得者で雑損控除、

医

申告と相談は課税課市民税

も受け付けています。

還付申告は2月15日以前で

民税

0

灵

申告をされる方へ

次のいずれかに該当する方。 上から受けている方で、従た を超える方 給与を2カ所以 る給与等の金額と給与以外の (2)給与所得のある方で、 給与の年収が2000万円 できた方は、

申告書の「控え」に受付印が 名をお書きください。なお、 てください。 を張った返信用封筒を同封し ンや万年筆で記載の上、切手 の裏側に、ご自分の住所、氏 控えをボールペ 与を2カ所以上から受けてい

消費税の納税には、口座振替 が便利です。 ご利用ください 申告所得税や個人事業者の この制度を利用

内に居住していないが、

に事務所や家屋敷を有する方

申告をする必要があります)

(3)18年1月1日現在、市

に勤務する方および国外で支

い家事使用人、在日外国公館

定申告書を提出することがで 年末調整を受けることができ 税額の還付を受けるための確 た、年の中途で退職したため

次のいずれかに該当する方。

同居の方の扶養になっている

(3)給与所得者の妻などで、

(2)給与所得者の方でも、

払報告書の提出がない方 給

勤務先から市役所へ給与支

内に住所があり、

前年中に収

役所へ給与支払報告書を提出

の所得がなく、勤務先から市

(2)給与所得者で給与以外

(1)18年1月1日現在、市

人のあった方

申告書をすべて記載 郵送される場合には、封筒 こ提出をお願いします 郵送での

納税には口座振替を 給与所得者で給与以外の所得 得があった方(所得税では、 原稿料、年金、配当などの所 方給与のほかに地代、家賃 確定申告をする必要がありま が20万円以下の方については 1月1日現在就職していない 17年中に退職し、18年

失業・学生等の理由で収入の

に支払った領収書等

前年 (17年) 中に、病気・

なかった方も申告を

収書 国民健

前

年中

収入の

なかった方も、

「収入のなかった方へ」にその

は証明書

(3)老年者控除等の廃止に伴 けている方は確定申告が必要 方、年金を2カ所以上から受 源泉徴収税額を引かれている い、17年より公的年金等から

サラリーマンで還付

れる場合は、預貯金先の金融 振替で納税することができま 

座 (郵便貯金も利用可)から すると、金融機関の預貯金口 (木)です。

てください。17年確定申告分 の口座振替日は、所得税が4 費税と地方消費税が4月27日 月20日(木)、個人事業者の消 金口座振替依頼書」を提出し

(同居の方の扶養になってい旨を記入し提出してください る場合は除く)。

より、非課税証明書発行など の資料となります。 申告書を提出することに

届 かない 方

が 申告書(市民税·都民税) 申告書は、申告する必要が

上の原・ひばりが丘・滝山の 連絡ください。なお、申告書は い方は、課税課市民税係へご したが、該当する方で届かな あると思われる方に郵送しま

各出張所にも用意してありま

申告に必要なもの

の分かる書類 社会保険料・ 証明書など前年中の収入金額 申告書 源泉徴収票・収入

合は、前年中 除を受ける場 療費等の各控 生命保険料・損害保険料・医

18年度から次の項目に関する

地方税法などの改正に伴い、

明書または領 に支払った証

生活保護を受けている方

(4)17年中から継続して、

お持ちの方は障害者手帳また 康保険税・国民年金で前年中 市民税・都民税の算出方法が 変更になります。 控 除公

金等の収入金額から控除され る額が変更になります ( 右表 **参照》65歳未満の方について** 年齢65歳以上の方の公的年 額的 が年 変 金

非課税措置が廃止

方に適用されてい

年齢65歳以上

更 等

方が受けられた控除48万円 (所得税55万円)が廃止されま 得金額が1000万円以下の

は変更がありません。 老年者控除が廃止

算出方法が変更に市民税・都民税の

年齢65歳以上の方で合計所

公的年金寺控除額の変更					
65歳以上の方	年金収入金額	年金所得金額			
17年度まで (変更前)	260万円以下	年金収入 - 140万円			
	~460万円以下	年金収入×75% - 75万円			
	~820万円以下	年金収入×85% - 121万円			
	820万円超	年金収入×95% - 203万円			

18年度から (変更後)	330万円以下	年金収入 - 120万円
	~410万円以下	年金収入×75% - 37万5千円
	~770万円以下	年金収入×85% - 78万5千円
	770万円超	年金収入×95% - 155万5千円

## 市民税・都民税の申告会場

THE POINT HIS POINT I HAVE N							
会場	日	程	受	付	時	間	
市役所 2階204·205会議室		(木)から (水)まで					
西部地域センター 3階第2・第3講習3	2月6日						
南部地域センター 2階講習室	2月8日	(水)	午前9時半~11時 午後1時~4時				
東久留米団地 第2・第3集会所	2月9日	3(木)					

各会場とも、土曜・日曜日はお休みです。また、車での来場 はご遠慮ください。

## 確定申告の無料相談(税理士会)

FERET HOMITIAN (NELLA)					
会 場	日 程	受 付 時 間			
市役所 7階701会議室	2月6日(月)と 2月13日(月)から 2月17日(金)まで	午前9時半~11時半午後1時半~3時半			

受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。 所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈 与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談くださ

でも受けられるように変わり 伴い、寡婦・寡夫控除が何歳 また、老年者控除の廃止に

でも課税となることがありま 公的年金の収入が昨年と同

じ金額の方( 昨年非課税の方) ご注意ください

および均等割の税額を3分の の方で前年の合計所得金額が 125万円以下の方の所得割 2に減額します。

5万円以下の方に適用されて 和15年1月2日以前生まれ) 月1日現在、年齢65歳以上(昭 いた非課税措置が廃止されま ただし、18年度は17年1

前年の合計所得金額が12